

○海部地区水防事務組合契約規則

平成 28 年 7 月 29 日

規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 173 条の 2 の規定に基づき、法令に別に定めのあるものを除くほか、契約に関し必要な事項を定めるものとする。

(契約事務)

第 2 条 組合の契約事務については、愛西市契約規則（平成 17 年愛西市規則第 38 号）の例によるものとする。

(その他)

第 3 条 この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。